



# 交通安全市民会議 ニュース



## 4月から自転車の交通違反に『青切符』を導入！

令和8年4月1日から自転車にも **交通反則通告制度** が適用されます。

交通反則通告制度とは、交通違反をした場合の手續を簡略化するための仕組みで、一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が処理されます。この時、発行される交通反則通告書がいわゆる『青切符』と呼ばれます。



【交通反則通告書】

令和6年中に発生した自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち、**約4分の3には自転車側にも法令違反**があります。

自転車への交通反則通告制度の適用は、自転車の交通事故の抑止を図るためのものです

出典：警察庁 HP

## 具体的にどのような制度でしょうか？

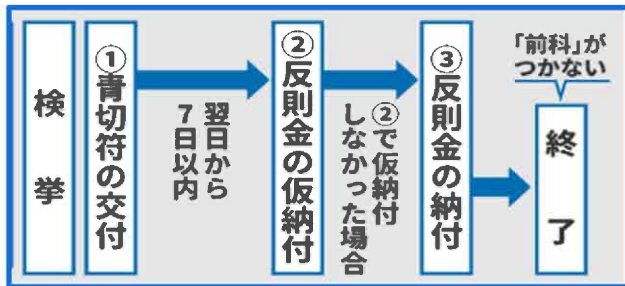
### ≪青切符の対象≫

#### 16歳以上の者が行った自転車の反則行為

(交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い**悪質・危険な違反であったとき**に検挙)

出典：警察庁 HP

### ≪検挙後の手続き≫



②で仮納付をしなかった時は、青切符に記載された指定の期日に交通反則通告センターに出頭し、反則金の通告書と納付書の交付を受け、期日までに反則金を納付すれば③、刑事手続きには移行せず前科はつかない。

**悪質・危険な違反に直ちに当たることがないときは指導警告を行います。(原則、検挙は行わない)**

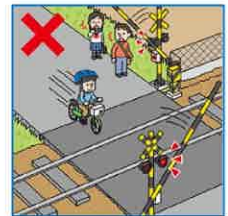
出典：政府広報オンライン

### 自転車もルールを守って責任ある運転を！

くわしくは警察庁 HP 『自転車の新しい制度』 → をご覧ください。



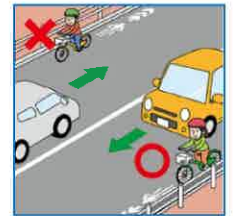
スマホ等ながら運転  
反則金 12,000 円



遮断踏切立入り  
反則金 7,000 円



信号無視  
反則金 6,000 円



通行区分違反  
(右側通行、歩道走行など)  
反則金 6,000 円



指定場所一時不停止  
反則金 5,000 円



傘さしや大音量でのイヤホン等  
使用運転  
反則金 5,000 円



無灯火運転  
反則金 5,000 円



並進  
反則金 3,000 円